

総務部長	課長	補佐	主幹	係	設計者

## 委託設計書

委託方法

請 負

所属部課名

総務部男女共同参画課

設計年月日

令和8年1月6日

委託名称

松戸市男女共同参画センター窓口業務委託

委託場所

松戸市本町14番地の10

年度科目

令和8年度

委託期間

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

委託価格 一金 円

委託費計 一金 円

設計内容  
審査済

內訛書

(費用別内訳)

## (費用別内訳)

名 称	摘要	規格・寸法	数量	単位	単価	金 額	備 考
直接人件費							
		平日昼間(8:30~17:15、うち0.75時間は休憩時間)					
	係員	8 時間 20 日 2 人	320.0	時間			4月
		8 時間 18 日 2 人	288.0	時間			5月
		8 時間 21 日 2 人	336.0	時間			6月
		8 時間 21 日 2 人	336.0	時間			7月
		8 時間 19 日 2 人	304.0	時間			8月
		8 時間 18 日 2 人	288.0	時間			9月
		8 時間 21 日 2 人	336.0	時間			10月
		8 時間 18 日 2 人	288.0	時間			11月
		8 時間 19 日 2 人	304.0	時間			12月
		8 時間 19 日 2 人	304.0	時間			1月
		8 時間 18 日 2 人	288.0	時間			2月
		8 時間 21 日 2 人	336.0	時間			3月
小 計		233 日	3,728.0	時間			
直接物品費							
計(直接業務費)							

# 松戸市男女共同参画センター窓口業務委託仕様書

本仕様書は作業の大要を示すものであるが、松戸市男女共同参画センター条例に規定された設置目的を十分理解し、軽微なもので本書に記載されない事項であっても、委託者が管理上必要と認めた作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

- 1 事業名称 松戸市男女共同参画センター窓口業務委託
- 2 履行場所 松戸市本町14番地の10
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 委託日、委託時間及び委託要員

委託日 土曜日、日曜日、祝日及び休館日を除く日  
※休館日：12/28～1/3及び毎月の末日  
委託時間 8時30分～17時15分  
委託要員 2名

## 5 委託業務内容

### (1) 松戸市男女共同参画センターの維持及び運営に関する事項

- ア 利用者の危険防止に関すること
- イ 災害や事故発生時には、利用者の安全確保と避難誘導に万全を期するとともに、直ちに委託者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ウ 委託日における自動ドアの開錠（開館）
- エ 開館時の看板類の掲示
- オ 鍵の管理に関すること
- カ 盗難の防止に関すること
- キ 遺失物の保管に関すること
- ク 男女共同参画センター内の巡回及び点検
- ケ AED（自動体外式除細動器）の目視による簡易点検の実施
- コ ポスト（郵便物）の確認
- サ その他利用者に関すること

### (2) 松戸市男女共同参画センターの利用に関する事項

松戸市男女共同参画センター条例に規定された目的に沿って、当該施設を市民が安全かつ快適に利用できるよう努めるものとする。

## ア 窓口業務

- ① 施設及び利用の案内（インターネット予約に関することを含む）
- ② 電話等問い合わせに対する対応
- ③ 利用者の受付（窓口端末機等の操作に関するなどを含む）
- ④ 業務日報の記載（収納状況・使用料・引継事項等）及び委託者への報告

イ 施設（備品含む）の予約及び貸出業務

ウ 施設内の音響・映像設備の調整

エ 施設内の照明・室温の調整

オ 図書の貸出し及び返却業務（委託日の情報相談員在勤時を除く時間帯）

カ その他利用者に関すること

### （3） 松戸市男女共同参画センターの利用に係る使用料の徴収に関する事項

ア 使用料の徴収及び納入業務

受託者は、当該施設に関する使用料を徴収しなければならない。使用料の徴収については、松戸市財務規則第55条及び第56条に定めるところによる。また、徴収した使用料については、受託者が、その翌日に松戸市指定金融機関に納入するものとする。また、翌日が松戸市指定金融機関の休日または松戸市男女共同参画センターの休館日に当たる場合は、納入が可能な最も早い日に納入しなければならない。なお、領收印及び釣銭については受託者が用意し、釣銭金額は委託者と協議する。

徴収業務については、松戸市財務規則第54条に定めにより、別途書面にて徴収委託契約を締結するものとする。

また、委託要員が、当該事務に従事するときは、委託者が交付する収入事務受託者証を携帯するものとする。

イ 使用料についての集計及び関係帳簿類、領收証等の発行及び整理

受託者は、松戸市男女共同参画センター条例及び同条例施行規則等の松戸市が定める手続に従い事務処理を行うものとし、備え付けた台帳に、施設の利用状況を記録するものとする。

また、使用料収入整理簿兼領收証書綴管理簿と納付書控えを毎日委託者に報告するものとする。

## 6 報告及び連絡

天災地変、その他の事故により施設の設備及び備品が滅失し又は損傷したときは、利用者の安全確保に万全を期するとともに、直ちに委託者に連絡し、その指示に従うものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は要員の住所、氏名等を記載した選任届をもって委託者に届け出ること。
- (2) 要員の人選にあたっては、男女共同参画に充分な理解を有し、緊急時等に於いて適切な対応が可能な者とすること。
- (3) 受託者は、防火管理者の指示により、防火管理の補助業務を実施しなければならない。また防火管理者から当該関係機器及び施設に関する訓練等の要請があった場合は、積極的に参加し当該関係についての職員の資質の向上を図ること。
- (4) 受託者は、施設利用者等の個人の情報について、個人情報保護法・松戸市個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理しなければならない。
- (5) 業務上必要な電話及び施設の使用は無償とする。
- (6) 要員の休憩室は、委託者が指定する場所とする。
- (7) 事務処理については、委託者が作成したマニュアル等に従い処理すること。
- (8) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と事前に協議し、これに従うものとする。

## 令和8年度 窓口業務委託予定

	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
8年7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 委託日数	
	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		祝	○	○	○	○				○	○	○	○ 休館	21日	

	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
8年9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	委託日数
	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		祝	祝	祝	○	○		○	○	休館		18日		

	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
8年10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	委託日数
	○	○		○	○	○	○	○	○			祝	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	休館	21日

	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
8年11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	委託日数
	○	祝	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	休館		18日	

	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
8年12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	委託日数
	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			休館	休館	休館	休館	19日

	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
9年1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	委託日数
	休館	休館	休館	○	○	○	○	○		祝	○	○	○	○				○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	休館	19日

合計 233日